

# 一般廃棄物最終処分場 維持管理に関する計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条の三に基づき、維持管理に関する計画の公表を行います。

## 1. 放流水質

放流水等の水質について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値

測定項目	佐土原町 一般廃棄物埋立処理場	田野町 一般廃棄物最終処分場	清武町 一般廃棄物最終処分場	高岡町 一般廃棄物最終処分場 (管理基準値)	廃棄物処理法
水素イオン濃度	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6
生物化学的酸素要求量	60mg/L以下	60mg/L以下	10mg/L以下	5mg/L以下	60mg/L以下
化学的酸素要求量	-	90mg/L以下	20mg/L以下	10mg/L以下	(90mg/L以下)
浮遊物質	60mg/L以下	60mg/L以下	10mg/L以下	5mg/L以下	60mg/L以下
ダイオキシン類	10pg-TEQ/L以下	10pg-TEQ/L以下	10pg-TEQ/L以下	10pg-TEQ/L以下	10pg-TEQ/L以下
大腸菌群数	3000MPN/100ml	3000MPN/100ml	3000MPN/100ml	100MPN/100ml	3000MPN/100ml

その他の排水基準等に係る項目については、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」のとおり。

## 2. 測定頻度

### 1) 周辺の地下水の水質検査

電気伝導率、塩化物イオン	月1回
地下水等検査項目	年1回
ダイオキシン類	年1回

### 2) 放流水の水質検査

水素イオン濃度	月1回
生物化学的酸素要求量	月1回
化学的酸素要求量	月1回
浮遊物質	月1回
排水基準等に係る項目	年1回
ダイオキシン類	年1回

## 3. その他の維持管理に関する事項

「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」に従い維持管理を行う。

※「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」は環境省のホームページよりご覧いただけます。

環境省ホームページアドレス

<http://www.env.go.jp>

環境省(トップページ) > 法令・告示・通達 > 総合目次(廃棄物・リサイクル)